

下田市の景観への取組み

下田市は、市民共有の財産である“下田まち遺産”を活かした施策に取組み、景観まちづくりを推進しています。
それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。



市内小・中学校における出前講座



まち遺産の周知を目的とした教室の開催

—下田まち遺産の普及啓発活動—



認定番号：82 外浦海岸



登録番号：1 雑忠

—下田まち遺産の認定・登録化—



歴史的建造物修繕等への補助



協定団体活動費への補助

—景観まちづくり活動への助成—

景観行政のあゆみ (※参考『景観用語事典 増補改訂版』1998年 株式会社 彰国社)

1888年 (明治21)	東京市区改正条例 欧米のような近代都市の実現を目的 (都市景観)
1897年 (明治30)	古社寺保存法 歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定
1919年 (大正8)	都市計画法 (旧法) 都市景観の対象が全国に広がる
1931年 (昭和6)	国立公園法 自然風景地における景観保全の始まり 自然公園法 (1957年 (昭和32)) の前身
1966年 (昭和41)	古都保存法 京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土 ^{*1} を開発から保護することを目的
1975年 (昭和50)	文化財保護法改正 (伝統的建造物群保存地区) 集落や町並みなど面的な地区の歴史的風致の保存が可能
2003年 (平成15)	「美しい国づくり政策大綱」発表 (国土交通省) 公共事業における景観形成の原則化や景観形成ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる

経済成長に伴う都市の無秩序な拡張への対策
景観法成立まで都市景観の基本となる

2004年 (平成16)	景観法、都市公園法・都市緑地法改正 (景観緑三法) 景観について法的根拠を謳った初めての法律 景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体系となっており、都市公園法と都市緑地法の改正と併せて一体的な景観行政の道が示された
2007年 (平成19)	下田市、景観行政団体へ移行
2009年 (平成21)	下田市景観まちづくり条例 下田市景観計画 策定
2013年 (平成25)	地域における歴史的風致 ^{*2} の維持及び向上に関する法律 (通称：歴まち法)
2015年 (平成27)	下田市景観計画一部改正 (届出対象行為の追加等)
2018年 (平成30)	下田市歴史的風致維持向上計画 認定

※1：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況 (古都保存法第2条第2項)
※2：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境 (歴まち法第1条)

親子園芸教室を開催しました！—ハンギングバスケットづくり—

下田まち遺産の普及啓発と景観に対する理解を深めてもらうことを目的に、令和4年12月、親子園芸教室を開催しました。初めて企画・実施をした教室で、当日は風が強く、さらに寒い予報であったにもかかわらず、募集を開始した当日早々に定員に達するなど、多くの皆さまに感心を持っていただきました。市内の小学生と保護者6組13名の方にご参加いただき、グリーンアドバイザー資格を有する建設課職員が講師を務める中、まちなみにおける緑の大切さについて座学を行い、その後ハンギングバスケットづくりを体験しました。参加者には各組2個作成していただき、1つはご自宅に持ち帰っていただき家先を飾っていただいたほか、もう1つは駅前広場の通りを飾るためにご協力いただきました。駅前広場近くを通りかかった方は、ぜひ足を運んでいただきご覧になってみてください。



親子園芸教室の様子 (座学の様子)



親子園芸教室の様子 (苗の植え付け)



ハンギングバスケット (駅前広場)

コラム —「まちづくりを継続していく」ということ—

下田市では、下田旧町内の大横町通り・二丁目通り・三丁目通りにおいて、地域住民が通りに面して花々を飾り、良好な景観を形成している活動に対して、各花通りの会と協定を結んでいる。また、それら3つの通りを合わせ「認定番号：75 ハンギングバスケット通り」として、下田まち遺産に認定している。
この活動はおよそ20年間、地域のリーダーたちが自ら学び、実践することで継続してきた。バスケットを1度や2度作ることで、それほど大きな労力がかかるわけではない。もちろん、花の苗を買う金銭的負担や、それらの水やりなどの日常的な管理は必要であるが、地植えの花々と異なり空中にあるバスケットは、花にとって特殊な環境であるため、管理には特に神経を使うという。それを数ヶ月にわたって毎日世話をし、季節の変わり目に合わせて次の苗と植え替える準備をし、植え終わった後はまた日常的な管理を継続する…。その活動を20年間続けてきたのが、この「ハンギングバスケット通り」の活動である。想像してもきれいな苦勞、大変さがあつただろうが、そこを強調するわけではなくその原動力について、「下田を訪れた観光客の皆さんがこの通りを歩いた時、何もなかったら寂しいじゃない。花が咲いていれば少しはきれいでしょう？そうやって喜んでもらえたら良いなって思うのよね…。」そう語りながら花の手入れをしている表情は、これまで20年間の苦勞を語りながらも、「通りを歩く人に喜んでほしい」とその一心で続けてきた、優しさにあふれる素敵な笑顔であった。

下田まち遺産「創り・育てる」ための取組—新規認定まち遺産の紹介—

認定番号：153 宵闇が旧町内を満たす頃流れ出す、太鼓祭の練習の音色 (ジャンル：文化)

旧下田町内では、毎年8月14・15日に下田八幡神社例大祭 (認定番号：104 下田太鼓祭り)が行われます。太鼓や笛、三味線と合わせ正調を奏でますが、発祥は大坂夏の陣の陣太鼓によるものといわれています。その音色は各町・区で異なり、楽譜が存在しないため、若衆と呼ばれる各町・区の大人たちが、小中学生たちに身振り手振りで伝えています。

7月初旬、本格的な夏が始まる少し前、1日の終わりに近づき辺りが真っ暗になった頃、どこかから夜の風に乗って太鼓の音が聞こえてきます。祭りに向けて各町・区で行われる練習によるものですが、「今年もいよいよ太鼓祭が近づいてきた…」そんな感覚にさせてくれます。まさに、下田のまちの風物詩です。

その風物詩もここ数年、世界的な感染症の流行により一時的に聞こえなくなりました。まちの風物詩が無くなり「寂しい」「悲しい」という感情も、年を追うごとに無いことが日常になってしまうという、感覚の変化まで引き起こしました。

「新型コロナウイルス感染症の影響から、地域コミュニティのあらゆる活動が止まり、いったん色々なものが遮断されていたこの数年間は、改めて様々な物事の大切さを考えさせられました。汗ばむ身体に、窓を開けると聞こえてきた久方振りの太鼓の音は、いつものようにただ毎年続いていたのであれば気づくことのない、下田に生まれた人間にとって非常に心地よい音色でした。この音色は、地域のコミュニティがなくては成り立たないものです。」

提案者からはその理由として、「昨年久しぶりに聞こえてきた太鼓の音色は、改めて下田の人にとって大切なまち遺産であり、それに気づいた瞬間だった。」とおっしゃっていました。

あらゆる活動が自粛を余儀なくされ、それまで当たり前だったものが失われつつあります。こうした文化や伝統の継承をいかに継続していくか、大きな課題に直面していると感じます。まずは、これからの未来を見つとも、これまで自分たちが歩いてきた過去をしっかりと見つめ直し、またこれから先を歩く次の世代へ「まち遺産」を受け継いでいく、その意識を持つところから1歩ずつはじめていきたいと思います。